

平成 29 年第 13 回佐伯市農業委員会議事録

日 時： 平成 29 年 12 月 7 日（木曜日） 14 時 30 分～ 15 時 35 分

場 所： 佐伯市役所 6 階 第 2 委員会室

出席農業委員： 1 番 山田 定男 2 番 小野 美智子 4 番 簀戸 猪文 5 番 狩生 哲廣
6 番 黒岩 真由美 7 番 笏田 寿志 8 番 田嶋 義生 9 番 高畠 千恵美
10 番 御手洗 大悟 12 番 吉良 勝彦 13 番 工藤 雄一 14 番 谷川 享宏
15 番 塩月 吉伸 16 番 河野 周一 17 番 三又 勝弘

出席農地利用最適化推進委員：佐伯 5 区 清水 秀人

欠席農業委員：3 番 市川 一清 11 番 小野 隆壽

事務局：事務局長 天野 仁 局長補佐兼総括主幹 金田 誠 副主幹 染矢 公博
副主幹 田中 眞二 事務員 井上 真吾

議事日程

- 第 1 欠席委員の報告
- 第 2 議事録署名委員の指名
- 第 3 議案第 38 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
その他

事務局長：皆さん改めましてこんにちは。寒い中現地確認、お疲れ様でございました。それでは、ただいまから平成 29 年第 13 回佐伯市農業委員会臨時委員会を開催いたします。本日の欠席委員は、3 番市川委員、11 番小野委員、2 名です。農業委員 17 名中、本日の会議の出席者は 15 名です。よって農業委員会規則第 6 条により会議が成立したことを報告いたします。それでは会長挨拶をお願いします。

会 長：（あいさつ）

事務局長：それでは農業委員会会議規則第 4 条により会長が議長になりますので、会長に議事の進行をお願いいたします。

議 長：それでは議事に入る前に、本日の議事録署名人を指名したいというふうに思います。谷川委員と塩月委員をお願いします。よろしくをお願いします。それでは先月一時保留になりました 5 条の 1 番、先程現地確認に行きました。皆様の意見を聞く前に、担当推進委員であります清水委員の方から意見があれば補足をお願いしたいというふうに思います。

佐伯 5 区推進委員：私の所だけこんな案件が出て大変迷惑をかけております。わからんのじゃけど、この嵩上げというのは、4、50 cm も上げたら嵩上げ申請が必要じゃねえんかなあ。これ嵩上げじゃねえけど、5 条じゃけど。自分の土地でもねえものを何で人がまだ自分方に譲ってもらってねえものが手を掛けたのか、どうかわからんのじゃけん。今のところ別に気の付く点はまだないんじゃけど、また気が付きましたら質問したいと思いますが。

議 長：補足になりますけど、今回の 5 条の 1 番については、嵩上げをしているという今話がありました。嵩上げについては、始末書を添付してございます。それは、私の方から皆さんにお知らせしときたいと思います。5 条の 1 番について、皆様の方から意見を聞きたいと思います。よろしくをお願いします。はい、どうぞ。

13 番委員：工藤ですけど、ちょっと直接は関係ないんですけど教えてもらいたいんですけど。客土というのは、許可なしでできるんかな。要するに、畑に畑の土を盛るといのは。

議 長：出来ます。

13 番委員：それは許可なしでできるんですか。

事 務 局：表土の部分であれば、全部が表土ということであれば特に許可ということでは、関係なく高さを上げるためのガラ土とか土砂を入れての嵩上げということになればいりませんが、良い土を直接入れる分に関しては、特に許可が必要ということではございません。

13 番委員：それで見ろうかと思って行って見たんだけど、ちょっと違うごともあるなあと思ったところです。

議 長：他にございませんか。

事務局：よろしいでしょうか。

議長：はい、どうぞ。

事務局：先程会長も言われましたけども、始末書につきましては、とりあえず許可ない段階での下地の造成という意味での土を入れてしまったということでの始末書でいただいておりますので、よろしく願いいたします。

13番委員：固い話をするけど、法律的に始末書というのが何か有効な手段ですか。

事務局：本来、違反転用、無断転用につきましては、県の方に、うちが調査をして本人にまず勧告等して、県等から勧告の書類とかが本人宛に行きます。最終的には罰則、警察の方とかも動いて法的に罰則が付くようになれば300万円以下の罰金若しくは3年以下の懲役ということでの流れ、事務処理、県からきている事務処理としてはそれで下りてきてます。もちろん農地法にも載った状況にはなっておりますが、実際に勧告まで行って刑というのは近年1件ございました。それによって、ちゃんと転用の許可を取り直してくださいということで県との協議があった件はございます。ただ、これも最終的には現状復帰が無理ということで、始末書付けて最終的には転用で上がってくる案件にはなると思いますが、まだ今協議の途中でございまして、実際上がってくるのはもう少し後にはなると思いますが、始末書的にはどうしても現状復帰出来ない状況でもいたしかたないかなということでのやり方になっておりますので、法的に始末書とかいう用語というのは出てこないんですけど、事務処理する中でそういった形で取り扱うように長年やってきた次第になっております。

佐伯5区推進委員：始末書は誰の名前で出とるん。

事務局：始末書は、転用者〇〇さん本人、家を建てる方です。

佐伯5区推進委員：あれは、地主が出すんじゃないん。

事務局：実際に手を加えた方に、地主さんが手を加えている訳ではないので、今回は転用者の親族の方も、御身分皆さん御承知かと思われまして、転用者の方の、家を建てる側の始末書ということで、いただいております。

6番委員：黒岩です。地主さんの一時転用の始末書がいるという段階を踏まなければいけないんじゃないですか。

事務局：今の所有者譲渡人の方が、手を加えたのであればそういう場合もございますが、今回は、始末書を誰から取るのかという話の中で、転用者の名前で取ってくださいということでの話になっております。実際に手を加えたのは転用者の親族の方ということになりますので、だから場合によっては両方から取ったり、地主さんから取る場合というのもあります。ケースバイケースになっておりますので、必ずしも地主さんから取るとか、両方から取るとかいう

ことで決定している訳ではございません。

議 長：はい、どうぞ。

12 番委員：委員の吉良です。名義人が、譲渡人にかないけんのじゃないかな。譲受人がそこで始末書を書くとかいうのではなくて、自分が土地持つと、様子が変わる、その人が始末書を出してすべき、手順がそうなるんじゃないかな。そうしないと逆にですよ、これ邪道な言い方するけど、買い手が、あんた勝手にうちの土地を埋めたんかとか、そんな問題に、承諾しとれば別よ、契約書で埋めてくださいとか双方でやるとれば、譲受人が始末書分るんだけど、そんなのが全然ないで、基本的に売る方が、譲渡する方がその手順をするんじゃないかな。

事務局：今回の案件で言いますと、土地の取引に関しては、既に成立しております。いわゆる譲渡人、譲受人との間でお金のやり取り等全部終わっているということでは聞いております。ですから実際に今の所有者、譲渡人の方は、自分の手から離れたという認識のもとで、許可申請の方が実際には後という形での話しになっております。その土地の売買の取引は、許可が出ないのにどうなんかない話になるとそこは特に定められてございませんので、表に出てこない実際の話しになっておりますので、ですから今回は転用者の親族の方が自分のところというか、実際にお金のやり取りをしたのもその方ということで、こちらは聞いておりますけども、そういうことで、話になっておりますが。

12 番委員：その手順が、5 条申請は権利が変わるということやろ、売買。それがないと売買ができませんということやろ。許可できんのやろ。

事務局：ですから名義は変わっておりませんが、土地の取引という点では今回限らず実際に転用が出ている場合、あと第 3 条もそうなんですけども、これも農地の所有権の移転なんですけども、これでも申請する時点で既にお金のやり取りしてるんですよえという話は多々あるというとおかしいですけど、ない話ではございませんので。

12 番委員：お金のやり取りなんかはあんまり関係ないと思うんじゃわ。要するに 5 条申請、これをやるためにどういう手続きが必要かということで、追うていかないと、裏話とかそんなのは我々が関知することじゃねえと思うんよ。そうしないと、それじゃ今度 5 条申請の時にそんな裏話まで我々入っていくんですかという話になって、それはちょっと問題があると思うんよ。

事務局：すみません。ちょっとその辺の話かなと思ったんですけども、実際には転用者の方が許可が出てないのに着工したということでの始末書の扱いに今回はなっておりますので、転用者、譲り受ける方、家を建てる側が。

事務局長：受人が勝手にやったんだから、譲った人は何も知らんうちにやられとるんだから、勝手にやった受人が始末書を出すのが正当だと思います。

議 長：県の農地担当がそっちから貰えという方法できた訳やろ。

事務局：そうですね、始末書のケースに関しては、どちらから貰う方がいいのかというのは、相談を県の許可担当にもしたうえで、確認しておりますので、ですから両方から貰えという場合もありますし、地権者の方だけから貰うとかですね、事情を聞いたうえでその都度決めておりますので、今回は転用者の方からということになります。ですから、現地確認に行った時にちょうど遭遇したので、その時点で始末書案件ですよということを確認したうえで出してくださいということで、その時直接造成していた方にはお話ししたんですけど。

12番委員：先程会長が言いました、この件、こういったことはもう一度見直しをしてどうのこの言われた。むしろそれは必要だと思います。こういう場合に、我々としては土地を所有者から現在の農地所有者からピシッと手続きを追っていった方がやりやすいんじゃないの。こっちが出してくださいと、じゃあ〇〇さんの方に、あんた自分の農地をこんなことやってますよと、許可できませんよ、農業委員会としてはそうですよと、手順で追うような形を作った方が私は良いんじゃないかなと、これは、どういうふうなやり方、今まで許してきたのであれば、ちょっと今すぐ許可出すとかそんな問題じゃないけど、その辺はこちらの判断材料としては、農地を所有者の所から、基本から確認していった方がいいんじゃないと思います。

事務局：5条の場合で、既に地権者が例えば農地の状態じゃなく更地にしていた状態で、今度そこに家を建てたいですとかいうことで、出てきた場合は、当然出る前に地権者がその状態にしていたということで地権者、手を加えた側、手を加えた方からの始末書ということで、この場合であれば地権者、譲り渡す方が先に譲り渡す前に自分の手でその状態にしたということで、それで始末書をいただいて、ですからこの場合は譲り受ける側には何にも責任もない訳です。だから譲り受ける側から貰うのは当然おかしいかなと思いますけど。今回は、地権者の方は一切手を加えておりません。先日、前回12回の農業委員会に出席いただいた委員さんわかると思います。スライドで1番最初の状態は見せました。その状態を今、今日現地確認に行った状態にしたのは転用者側ということで、今回は転用者の方から始末書をいただいての申請ということで、許可権者の方、担当の方とも話をしたうえでの、もちろん受付になっておりますけど。

議長：いいですかね。本来、始末書は何処で誰が判断するん。始末書の添付というのはね、添付しなさいよと。

事務局：通常は受付の段階で話を聞きます。土地の状態を。

議長：農業委員会だと思うんですよ。今、吉良委員さんが言われるように、そういうものも含めて、今までそういう感性で流されて今まではやってきたからいい、今回始末書でいいやというような段階で、今までずっと流れてきたので何か歯止めを掛けなという思いを私は持っています。副会長も持っています。今回これを機に今後佐伯市農業委員会として、ある程度の申請時に啓発できるようなものを、これは本当は後で述べるつもりだったんですけども、それをもう申請時にやっていかな。農地法の中では、違反した場合、基本として更地に戻しなさいよと、絶対じゃないんです。ここを間違えないでください。できない状態もあるから、絶対という言葉を使ってないんですよ、法律ね。だから、そういうものも含めて、やっぱりある程度の歯止めというのは掛けていかないけん。こういうもので、始末書で流されているような

状況は、佐伯市農業委員会では好ましくないという状態と私は思っています。だから、この件は別ですよ、今後そういう状態でやっていく、始末書もこういう時は始末書を出してくださいよとお願いしてくださいよというような状態まで持っていくのが農業委員会じゃないかなと。県とかいうような農地課を頼るんじゃなくて、農業委員会がそういうものを指導していく状態を作っていないかんと、やっぱり他人のふんどしで相撲を取るようなことじゃなくて、自分自らが我々がやっていくという状態を作っていないと、同じような状態が発生するかなと、そういうたたき台を今後作っていく、そういうものも今までなかった本当深く反省しています。とりあえず、この件についてはですね、県の指導のもと、全然親なんですけども、親の方が勝手にやった、あんたが一番悪いじゃないかという状態で始末書を県の方が出せということで、出したというような状況です。これから先のことは、ちょっと考えていこうかなと思っておりますので、この件については、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

14 番委員：そしたら会長、例えばこういう 3 条、4 条、5 条出ますよね、その時に対して事務局から書類が出されましたら運営委員会かなんかに一応諮るということですか。

議 長：一応、佐伯市農業委員会として取り決め事項をまず決めておく。こういう時は出してくださいとか、例えば違反転用は絶対しちゃいかんですよ、それをした場合は更地に戻してもらいますよとかいうものを文面化したやつを口頭じゃなくて文面化したやつを申請時に渡してもらおう。とにかく地権者や、例えば地権者がおった、不動産屋が来た。今度不動産屋との相手ですよ、農業委員会は。だからそういう状態というのもちろんと区分けした状態で、いろんな方向性を見ながら啓発活動が出来る文面にはしていかなといかんのかなという思いがします。1 回、1 回運営委員会に掛けるというような状態は、それはもう無理です。

14 番委員：そしたらそれは早急に諮らないけんということですね。

議 長：やりたいと思っております。

14 番委員：じゃあ、お願いします。

議 長：はい。

12 番委員：もう一回質問です。この 5 条申請は、〇〇さんの方が出したんですか、〇〇さんの方が出したんですか。基本的にはどちらかな。

事務局：連名になります。渡し人と受人と両方です。

12 番委員：そうすると、農業委員会が関知するのは、農地を使用人の方が重点よな。という話よな。権利の移動なのでそうですね。主に情報としては、当然転用者、今回の場合でいうと転用者の方の情報ですね、何をするのか、どういった目的とするのかということになりますので、基本的には譲受人側の人間が持ってくることの方が多いですね。

12 番委員：こちらはあまり譲受人の方はタッチしたくないと私は思う。農地を持つとる人の方と話をしたい、するべきじゃねえかと、主流は。今、違反転用したというのは、矢野さんの方が違反転用した始末書やろ。

事務局：そうですね、転用者ですね。

12 番委員：そうじゃなくて〇〇さんの方に、農地を持っている人に、これ私の感性でいきとどかんで、こういうふうにしましたという始末書なら、そうなるべきじゃねえかなと思っている。手順としては、農地を持つとらん人は何処を埋めろうがその辺を農業委員会がその人に罰則とかできんやろ。農地を持っている人に対してしかもの言えんのじゃねえかな。

議長：連名で出とる。

事務局：申請は連名です。5条ですから渡す方と当然譲り受ける側の勝手でもできないですし、当然渡し人が承諾をするという意味でも、両方の連名で申請にはなりません。基本的には5条の転用の中で書類は何を付けないけんのかという話になると、今回の話でいうと家を建てるので図面とか資金、建てる側の資金の計画とか、資力がお金をちゃんと建てれるだけ持っているとか、図面でどういったものを建てるのか的なのが付けられて出てくる訳です。そうすると、譲渡人の情報としては、基本的に住民票と土地の全部事項証明ぐらいになります。ですから、転用の許可を得るのに誰に確認するのかというふうになると、殆ど転用者の方になってくるわけです。ですから、言い方は悪いんですけども、売る側としては手を離れると自分の土地ではなくなるということなので、特に逆にそちらに制限を掛けるという方が難しくなるのかなと、これ3条の場合でも、譲り受ける側がその土地でどういった農業をしますかということでの話になってきますので、だから譲り渡す方に殆ど話は聞かないというか、そちらを制限する方がどちらかというは無理があるのではないかなと思っておりますが。

7 番委員：麥田です。今回の問題は、要は5条で申請して現地調査に行った時に農地をちょっとあたってたから、ちょっと待てよとなったんだと思うので、それをこの前の会議で現状に近い畑に戻しなさいよ、で、もう一回現地調査をしましょうかというところだったと思うので、今日行って見て、あれが畑と、現状復旧というのは100%は難しいと思うので、あの状態が畑として利用できるのかというところで判断すれば今回の問題はつくんだと思います。今後のことは、会長が言ったように基準を設けていけばいいんで、今日皆で見たのは、あれが現状復旧で畑に近い状態になっているのか違うのかという判断ではないかと思うので、他はクリアしてるんだと思うので、要はただ先に事前着工して形を変えたので待ったとなったんで、これは農業委員会としてもそれはストップを掛けて意義があったと思うので、地主さんというんか譲受人があそこまでまた戻したというのを私たちがどう評価するのかだと思んですが。

13 番委員：私が一番最初に客土は許可なしでできるんですかねと聞いたんですよ。客土として見れるかどうかという、埋め立てになつたらちょっと違うんで。客土とみなせば客土だから、それは法律で問題ないんじゃないかと思って私は見に行つたんですけど。客土は多分良かったなと。それと事務局が申請してきた時に始末書を付けてくださいということは始末書を付けたら通るということに、そこで判断してしまつとるような感じがするんよな。それはどうも納

得いかなのですよ。いろんな事情を知ってうちわを知って、事務局の流れの中でこれは始末書を付けたらいいんじゃないかという判断というかね、どうも納得いかないんですけどね。

事務局：現地を見に行ったら時に県の担当とも一緒に回っていた訳です。申請としては始末書が要りますということで、こちらとしては回答をしたつもりだったんですけども、その場で話をしましたので、だから始末書が出たから 100%OKですよということを言ったつもりはこちらもありませんし、当然審議される事態になるし、正直言って直前までちゃんとしたというか、ああいう状態ではなかったの、まさか農業委員会に掛ける直前になってああいう状況になっているというのは行ってびっくりした次第でありますけど。OKを出したつもりはございません。

13 番委員：今回のじゃなくて、始末書を付けるという段階が事務局の中で判断されるというのがいいのか、悪いのかわからんのだけどね。今回のというんでなくて、始末書本来が。

事務局：とりあえず手を、ですから申請段階ではなくても現地を見に行ったら時、追加で出してくださいというケースも当然あるのはあります。こちらがいらないと判断しとっても、聞いてった話と現況が違ってるとか、そういったのもありますし、受付の話を聞く段階でもうちょっと手を入れてしまったんよなあということであれば、当然始末書は出しとってくださいと、いつ頃から手を入れてしまったかということに記載したうえで出してくださいとかいうことは受付の段階ではある程度しているんですけど、そうなる農業委員会に掛けるまで、どれだけのものを出して申請すればいいのという所の判断が付けられなくなると思うんですけど、もちろん農業委員会で総会の中で協議していただいて、これが不足しているということであればですけども、そうなる皆様方に書類を全部コピーしたものをお配りして判定していただくという方法もありますけども。

13 番委員：始末書なので、要するにここに上がってきて、それは始末書で通せるのか、始末書なんかでは通せんのかというのが、それを農業委員会で判断する。要するに始末書があるようなやつを持ってくる事態がおかしいんじゃないけど、ちょっと変更した状態の写真とか出てきた場合にここで見て、これは始末書で通せるんか、始末書でなくて現状復帰するんかとかそういうふうなことをやっていくんじゃない。そこを事務局で始末書を取るとなると、そこでいろいろ事務局が判断していると勘違いを相手もするような気がしますよ。

事務局長：工藤委員さん、今回の件は要するに申請した時点では、全然始末書とかいる案件ではなかったんですよ。それが、申請が出て事務局と県が回った時に、あたりよったということで、これはいけんあということで、県の方とも協議して、これは始末書案件じゃなということで今回は出てます。それを一回一回担当の委員さんにも聞けばいいんですけど、農業委員さん皆さんに連絡して、始末書を取るか取らんかを聞くということになると、なかなか事務局としても案件が多いので、そこは事務局も成り立っていきません。始末書があるという案件というのは、要するに何年も前に知らなくて転用しとったという案件に対しては申請時にそれはもう分ってますので、これは始末書を出してくださいということで事務局はお願いしております。今回の件は始末書が出る案件ではなかったのが、要するにこういう形で勝手に申請書を出して、あたってたということなんで、その情状酌量というんですか、それはちょっと

うちの事務局としても不本意だったと思います。

議 長：多分皆さん不本意だと思います。今局長が言われたようにいたしかたない始末書、これから決めていこうとしてるんですよ。その判別というのはものすごく難しいながらもやっぱりある程度の基準というものを作っていかないかんと思ってます。だから今回の件については、ちょっともうこれで皆さんの意見は出尽くしたような気がするんで、一応皆さんの5条の1についての佐伯市農業委員会として承認されるか否かを聞きたいと思います。皆さん集まっていますので、これが終わったら違反転用についてちょっと私の方から述べさせていただきたいというふうに思います。いいですかね。はい、どうぞ。

佐伯5区推進委員：これは地元ですので、私は前から知ってたんですけど、これは今3筆にしとるけど1枚の畑だったんよな。それが結局、違反転用の手前の土地と〇〇〇〇さんとこの高さは一緒やった。道の高さにずっといっとった。道の高さだったんよ土地は。そやけどこの違反転用の手前の土地が売買ができて、あの人ユンボ入れて庭木を植えるように塀をするような感じにしてるやろ、高くしとるわけ。今日見たらあれに合わせてこの土地は揃えとる。今日は見た目はいいけど、相当埋めとるこの土地は。1枚の土地で勾配があったんよ。分筆したんよ。どれだけ嵩上げするのに、手続きはどんな手続きがいるのか訳わからんごとなってしまうんよな。相当前と違う。こんな土地じゃなかった。

6番委員：黒岩です。本来の順番を踏むんであれば、埋め立てた人がおるということは、〇〇さんから埋め立てる人に所有権の移転があって、それで始末書付きの今回の案件があればいいのかなという感じがするんだけど、始末書はあくまでも農業委員会の優しさかなという感じで私は捉えているんですけど、1個なんかこう埋め立てた人がワンステップ除いたという、それは何かなかなか農業委員として認めがたく、せめてそのもう一回所有権の移転ぐらいしてくださいよと思います。

事務局：所有権を移転するための許可が5条で、農地として使うということであれば3条ということになりますので、登記上の名義はそれがなくなると変更ができないんですね。じゃあ実際埋め立てた方の名義にしますよとなった時にじゃあ何の目的で名義変更をするんですかとなった時に、農業するということではないと、そうなった時にじゃあ転用、何の転用になるのということになるので、そうなるちょっとそちらで受ける方もなかなか難しいのかなと。先程清水委員さんがおっしゃられましたけど、隣の農地はその方がそのまま今栗とか植わってたと思うんですが、そのままの状態ですと3条で。本来はそれ1筆丸々という話で始まっておりまして。ただ、残りの3条で移したら転用というのは厳しいよと話をしたので、そしたら分筆をしてもらってその分を今回の転用者の方のあれで家を建てますわということから、当初はそれで相談には見えてた案件であります。

15番委員：塩月です。あのですね、私の記憶が間違っていなければ、12月1日の総会の時に私も意見を言ってるんですけど、この5条の案件は、今皆さんが議論しているのと主旨がかなり違ってきているようにあります。後は詳細の議論が今なされてます。なぜかと言いますと、夢田さんがおっしゃったように、この部分を承認するかしないかで、今日再度現地を見たんですけど、そして13回目の臨時総会が開かれたと思います。清水推進委員さんが先程おっしゃったよう

に、それと同じように私たちが何でその疑問を持ったかというスライドを見た時に一番最初に、畑地から一般住宅用地としての書類が提出された訳ですよ、その時のスライドを最初見ました。次に事務方の方が言ったこういうふうに動かしてますよと見ました。また最後のあれは向こうの奥の方に残土がちょっとあってね、手前はきれいにちょっと低い状態。何でこういうことをするの、これを許したら済し崩しに全てが変になってしまうんじゃないですかで議論が始まったんですよ。私が間違っていなければ。それで今度行ってもう一度だいたい現状復帰はかなわないですけど、それに近い状態で畑としての目的を果たす状態にさせていただいてそれを皆さんで見たうえで、再度ここで賛否を問いたいということだったんですよ。だから、ちょっと事務的ないろんなこともありますけど、そこは後で会長に、会長が後でいろいろおっしゃると言ってますので、その中で議題をいろいろ討議するのとしたしまして現状はこれを承認するかしないかの方に持って行っていただきたいと思います。何が悪かったかと言ったら要は事務方が行っていくら注意しても触ることはなりませんよ、許可が下りるまではあたってはいけませんよと言ってるのに3回程あたってますよね。こういう行為がいけないということだったんですから、その行為を事務方も総会の意見を集約して向こうに伝えて畑としての現状に戻してますので、そこはそこで私は評価はあると思います。やはりそこにまた一件家が出来る。どっちにしろ作るでしょうけど、家が出来るということは人のぬくみがそこに生まれますよね、そこに一つの活性化もあるんですから、もうちょっと前向きにいて、事務的なことはまた会長と皆さんで時間を取って改めてやるようにしましょうよ。

議 長：はい、どうぞ。

佐伯5区推進委員：私は地元ですから、前から知っているから、あまりにも今日行って見て変わっているのにびっくりしたぐらい、腹が立ったぐらい。それであんだけの整地したのを知らんでこげえしたとか素人ならこんなことしたらいけんのぞと注意もできるけん、素人じゃないんよ、やっぱ佐伯市の鑑にならんといけん立場の人だから、大体この農業委員会を飛び越えた仕事をしとる。それが許せるんか、許せないのかを俺は聞きたいというんか、余りにも勝手すぎる。

12番委員：始末書、始末書言うけど、どういう内容の始末書をいつも添付するかというのも大事になってくると思うんじやわ。その辺をちょっと踏まえて、今回の場合は、今清水さんの言われるように、甚だしいバカにしとるんかというようなところもあるよな。始末書の書き方がどんな書き方かと、今度から始末書の書き方で受け入れられるかという思いもあるだろうし、私はどっかで收拾せないけんのなら、緊急に、これもちょっと甘いんだけど、台風被害で砂利が出たと持って行き場所がなかったと、それはまた別な言い訳になってきて、だけど単に始末書を出せば認めるんかという話を今後もう少し慎重にせないけんぞという意見もあって、その辺をどういうふうに今後活用するかそれも含めてちょっと考えていただきたいと思います。

14番委員：もうそれでいいんじゃないんですか。

議 長：いいですか。それでは5条の1番について賛成される方の挙手をお願いいたします。（挙手

多数)賛成多数ということで、承認したいというふうに思います。先程述べました農地法の許可を受けずに転用した場合ということについて述べたいと思います。農地を転用したり、転用のために農地を売買等する時は、原則として農地転用許可を受けなければならないというのが、今3条、4条、5条ですね。で、もし許可を受けずに無断で農地を転用した場合に転用許可に係る事業を計画どおりに転用してない場合、要は無断で転用した、それから転用許可に係る事業計画どおりにしてなかったりした場合、農地法に違反することになるわけですね。その時は、工事の中止、現状回復の命令がなされる場合があります。これ農地法の第51条に書かれています。先程事務局の染矢君が言いましたように、その違反した場合、3年以下の懲役又は300万円以下の罰金。ただし、この中に、これは一般経営。法人の場合は、1億円以下の罰金ですよ。農地法のまだこの他に64条、67条に書かれています。まず農業委員会が、これを守るためにどうするか。先程局長が言われたように、昔からそこを嵩上げて今回そこに家を建てるんやとした時に始末書を出す場合、それとそれ以外に始末書を出す場合、今回みたいに許可を受けずに着工した場合、法律に違反しない以内でペナルティを科してもいいかなというふうに思います。ただし、農業委員会として、申請した時に必ず啓発活動を行っていないければ、逆に訴えられる。そういうことを踏まえて今から運営委員会で、こういうものを申請時に必ずチラシを上げる。口頭じゃあ皆さん頭の中スルーするんです。必ず上げる。上げたものが証拠になる。そういうことをしていかないと歯止めにはひとつもならないということがありますので、始末書を出す、これまた難しいと思います。でも決められる範囲で決めていこうかなというふうに思います。先だって12月1日の中でペナルティの話もしました。いろいろ調べました。そういうものに関しては、農地法の中に書かれてません。だから、その法律以内であればできるのかというふうにも思っていますので、これからいろいろ模索しながら事務局と相談しながら、また県と相談しながらやっていきたいなというふうに思います。先程から口酸っぱくして言いますが、基本的には、更地、現状回復、絶対という言葉は法律は使ってないんですよ。だからここには抜け穴があるということですよ。だからそういうものを模索しながら今後やっていきたいというふうに思います。私の方からは以上です。

14 番委員：谷川ですけども、あれですかね、今農地法の第52条で事務局の方にお聞きしたいんですけども、罰則とか罰金というのが実施された例が佐伯管内であるんですか。それと大分県管内では何件ぐらいあるんですか。それを今じゃなくて来月の総会にひとつ調べていただきたいんですけども。

事務局：そうですね、佐伯市で言いますと違反転用で報告してる事例は4件程ございます。実際勧告までいって県と直接協議とかいう話になったのは1件。先程述べさせていただきましたけど、これはおいおい追認という形で上がってくる案件でございます。他の案件につきましては、勧告の手前で止まった状態です。それは県が止めてるというかですね、報告はしてますけどもそれから先には進んでおりません。というのが、農用地内の絶対に農振除外が出来ない土地であったりですね、今のところ解決策がないような状況ということである案件になっております。ですから、必ずしも報告したから勧告がいくというものではない。基本的には違反転用に関するものは調査をして報告はしなければいけない、速やかに報告しなさいということになっておりますけども、御存じだと思いますけど、全県やっておりますと処理もできないということで、特別ひどいという言い方が悪いんですけども、一応上げてるのはそれだ

けになっております。佐伯市は罰金までいった事例は今のところはございません。他の所に関しては確認させていただきますので。

議 長：ごめんなさい。先程違反転用のことを言ったんだけど、例えばこういう始末書を出して勧告しますよね農業委員会として、それに従わなかったら知事まで行きます。都道府県知事まで、長まで、なお且つ知事が勧告してそれにも従わなかった場合、県が更地に戻します。県が更地に戻してそれを裁判に起こしてその地権者が払うような状態。全国でもあってるんですよ。載ってますけども、そういう事例も過去ありましたので、ちょっとお知らせまで。

7 番委員：運用に当たっては1種、2種、3種の農地があるんで、この農地の優遇制というんか、やっぱりそれを考慮して、1種、2種はかなり厳しくてもやっぱり3種になるとある程度基準、今度協議する中で1種、2種、3種の農地についての基準を設けていただければと思います。

議 長：農地区分ですよ、本当アバウトに書いてますけども、皆さんにお配りしたと思うんですよ。農地法というのを。この18ページじゃなかったかなと思います。農地法第1種、第2種、第3種、除外申請というのを書いてますので、一回熟読しとってください。ごめんなさい、24ページ。その中に甲種農地、第1種、第2種、第3種全部あります。甲とか農用地内とか甲種とかいうのは、もう原則として絶対だめですよ。1種もそういうものも全部書いてますので。その中でも、許可できるものも書いてます。見とってください。いろいろしゃべりよったら私のぼろが出ますのでここでやめます。皆さんの方から何かあったら。

10 番委員：さっきから話を聞いてて、違反転用の件に関して、結局例えば1種農地だと今までもさっきの話も事務局の話を伺っていると殆ど違反転用をなされた場合に、かなり厳しい処分があるということなんですよ、恐らく。そうなんですよ。結局今まで始末書が出てきた案件で、昔の例えば住宅地の中が庭の一部が農地になっているとか、そういうのはもちろん皆さん悪質じゃないと思うから何の問題もない。今問題になっているのは、2種農地、3種農地の違反転用、これがあつた時に、例えば農業委員会に通す前に事前着工してしまったり、要は悪質に感じる案件なんですよ、恐らく、が問題なんですよ。でも2種農地、3種農地というのは、農業委員会の申請を出せばまずそうそう通らないことはあんまりないわけですね。通らないとかあるかも知れないけど、今まで見ているとちゃんとした条件が合えば、普通に問題なく通る。それをその今回みたいな悪質な、やっちゃっても大丈夫やろみたいな感じで、農業委員会を甘く見て、工事しちゃったというのが問題になっているわけですね。普通に通せばいいんだから、ちゃんと通してくださいという話じゃないですか。ちゃんと通せば通るんだから、ペナルティを会長が設けた方がいいんじゃないかというのは私は賛成です。これちょっとなめてかかると痛い目に合うよということを示せばいいと思うんですよ。例えば一番激しいやつはここに呼び付けるとかね、あと始末書何かでも始末書と言ったらあれやけど、申し開き書、反省文、自筆でちゃんと書いて何でこんなことをしたのかとか、そういう経緯をちゃんと説明しろというようなのをちゃんと自分の言葉で書かせるとかですね、めんどくさいよとにかくそれをするよという状態を作れば問題ないんじゃないかなと思います。賛成です。

議 長：申し開きの場を作るのは違法じゃありません。他にございませんか。

13 番委員：今回のやつは特別に許可ということなんだけど、特別の許可、今の難しいというんじゃないんですけど、特別の許可と言って何か理由付けがないといけんのよな。何回もくどいように言うけど。私は客土なら客土と見て通したんだからというんじゃないと、とりあえず今回は何か知らんけど皆で合格にしたと。この例に対して他の人がもしその人がこれ通ったわあと始末書書いて通ったわあと話して同じようなことをした時に今度はだめですよというための何かを持つとかんと、あとなかなかややこしくなるんで、それは会長が言われたように、前にリーフレットを作っしてなかったんで啓発活動をして、したからなるというのも一つの理由かもしれない。それだけではなくてもうちょっと何か持つとかんと相手が相手みたいなんので、少しくスルーされたりすると、なかなか後の運用で大変難しくなるのでそこら辺のところを運営委員会とかでするだろうと思いますけど、よく押さえとかんとなかなか後に。

12 番委員：先程の件、それを心配してました。だから始末書の内容をちゃんとした内容でしとかないと、前許したやないかと、こちらの行為を融通きかしたのを逆に悪用されることのないような始末書を出していただくのがいいのかなという気がしています。

事務局長：それでは、十分な審議がなされたようにありますので、これで委員会を締めたいと思います。次回の開催日はこの前も言いましたけど、1月5日金曜日、午後2時から6階の大会議室で、推進委員さんも一緒に来月に行いますのでよろしくお願いします。あと、今日もう年末ではございませんが、今日で委員さん皆さんがお集まりになるのも最後と思いますので、皆さんよいお年を迎えてください。最後に私からよろしくお願いします。それでは副会長に閉会の挨拶をお願いします。

17 番委員：これをもちまして終わる訳ですが、ちょっと私何にも副会長言うてねえぞとか、賛成も反対も言わんじゃねえかというの也被言われたことがあります、私は会長と話しながら、会長の言うことがそうかなという思いでずっと会長と一緒に話を通してきました。それと、会長がルール作りとかいろいろ言っていますが、私も提案させていただきながら、これは今に始まった話でなくてですね、ずっと前からこんなことがあって、何かこう、せないけんじゃねえかということはずっと言ってきたんですが、今までずっとそれを事務局含めて、事務局もだんだん変わってきましたが、含めてしてませんでしたので、今さらになってこうと今からというとまた問題が起きる。ですから今までもいろんな問題があったけど、私どもが追及側に回った問題もありましたが、何かルールをペナルティとか何かルールを作っとかんと軽はずみにいろいろものを言ったり行動をしたりできませんので、今回は事務局といろいろ県とか相談しながら会長が言われましたように、それをしてルール作りをして運営委員会でそれをして、総会に諮って皆さんがまだ物足らんとあるならこういうふうに来てくれというのがあったら追加しながらちゃんとしたルール作りをして議事録のぴしゃっと残るような、さっきの始末書もこういうことありますというような議事録も書くようなそんなのルールを作っしていかんとですね、あんまり難しい問題とか、あれがああじゃねえこうとか言うのと折角農業委員になってもらっているのに、なり手がなくなったら、もともこないと思いますので、私はそういうふうには会長にお願いしながら事務局にお願いしながら皆さんとともにルール作りをしてそれでやっていきたいなと思っておりますので、私は基本的には今回の前回は前回したように、あげえせえ、こげえせえというのをちゃんと皆さん見たように、

あっちにやっと思ったのをまた元に戻してとかいうような、それだけのことは時間は短すぎるか知らん、ペナルティかもしれませんが、したということだけでも今回はしょうがないかなという私は思いがあって、会長のおりでしたので、いろいろ言いませんでしたが、そういうことであります。そういうことで、本日の第13回農業委員会臨時総会を終わりたいと思います。お疲れさまでした。

(15時35分閉会)